2026 年 10 月 10 日

司法令８－４，予備令８－４

学問の自由に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ８］）

ア．学問研究のうち内面的精神活動にとどまるものは，思想の自由と同様に絶対的に保障されるべきであるが，それにとどまらないものは，生命・健康に対する重大な危害に対処するため，法律により必要最小限度の制約を課すことも許される。

イ．最高裁判所は，憲法第２３条が大学において保障しているのは学問研究の自由と研究結果の発表の自由であって，大学の人事権及び施設と学生の管理権は大学の自治として伝統的に認められているものにすぎず，学問の自由の保障とは関係がないとした。

ウ．最高裁判所は，普通教育の場において使用される教科書も学術研究の結果の発表を目的とするものであるが，児童生徒には批判能力がなく，一方的な観念を児童生徒に植え付けるような内容の教育を施すことは許されないから，教科書検定制度は憲法第２３条の規定に違反しないとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　4

肢ア　○

内面的精神活動であれば，矛盾は生じないから，絶対保障。

そうでない者であれば，矛盾が生じうる。したがって，公共の福祉にしたがって，必要最低限の制約は許容されるべき。

肢イ　×

最高裁判例（ポースクロー事件・東大ポスター事件など）において、大学の自治は、学問の自由を保障するためには大学における人事権や施設管理権などの自治が必要不可欠であるとして、憲法 23 条の保障の範囲に含まれる（またはそれに由来する不可欠なもの）と解されています。「学問の自由の保障とは関係がないとした」とする部分は判例の立場に反しています。したがって、この記述は誤りです。

制度的保障として，大学の自治を認め，その核心部分に人事の自治と管理の自治があります。無関係ではない。

肢ウ　×

最高裁判例（第一次家永訴訟・平成 5 年 3 月 16 日最高裁判決）

教科書は，学術発表を目的とするものではない。

教科書は，国家教育権の内容として考えるべき。
等しく，中立，公正であることが予定される。
子どもの学習権に応えるべきものでなければならない。

司法令８－５

酒類販売業の免許制が憲法第２２条第１項に適合するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成４年１２月１５日第三小法廷判決，民集４６巻９号２８２９頁）に関する次のアからオまでの各記述について，誤っているものの組合せを，後記１から５までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ９］）

ア．この判決は，職業の自由に対する規制措置の憲法第２２条第１項適合性については，一律に論じられず，具体的な規制措置の目的，必要性，内容，これによって制限される職業の自由の性質，内容及び制限の程度を検討し，これらを比較考量した上で慎重に判断すべきものであるとした。

イ．この判決は，酒類販売業の免許制について，沿革的には，酒税の国税全体に占める割合が高かった時代に，酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図る目的で採用された制度であり，社会状況の変化と租税法体系の変遷に伴い，その割合等が相対的に低下するに至った処分当時においてもなおこれを存置しておく必要性及び合理性があったかは議論の余地があるとした。

ウ．この判決は，酒類販売業の免許制について，いわゆる警察的・消極的規制とも，社会・経済政策的な積極的規制とも異なるものであるとの理解を明示した上で，その運用の過程において，既存の酒類販売業者の権益の保護のために利用されたような場合には，立法目的を逸脱し，違憲となり得るものとした。

エ．この判決は，いかなる課税方式とするかは立法府の政策的，技術的な判断に委ねるべきであり，酒類製造者を納税義務者とし，酒類製造者を免許制の下に置くことは必要かつ合理的な措置といえるが，酒税の確保を図るため，酒類製造者がその販売代金を円滑に回収し得るよう，酒類販売業までを免許制にしなければならない理由は強くないとした。

オ．この判決は，租税法の定立につき，国家財政，社会経済，国民生活等の実態に関する正確な資料を基礎とする立法府の判断に委ねるほかなく，租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るための職業の許可制は，必要性と合理性に関する立法府の判断が政策的，技術的な裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，憲法第２２条第１項に反しないとした。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　４

肢ア　○

２２条１項の適合性について，柔軟に判断している。

従来は，小売市場，薬事法など，定型判断が行われたが，時代が進み，同じ経済的自由である森林法などでは，総合判断するものもあらわれた。

本判例も，実質判断のトレンドにしたがって，総合判断しているものと思われる。

肢イ　○

酒税の歴史は，古く戦前からある。日本国が，戦費を調達するために，古くは，酒税が45%近く占める時代もあった。判決当時は2-3%。

議論の余地があるとしたと点で，少し踏み込んだ判断とも思えるが，定量的なデータを確認する限りでは，言及しないといけないと判断したと思われる。

もっとも，立法裁量を尊重し，合理性の範囲としている。

法令審査を行うにあたり，立法事実を判断したという意味で，重要である。

肢ウ　×

一般的に，仮定的な違憲判断はしない。憲法判断回避のルール。

附随的に審査する。事実から離れた判断は基本しない。次に，違憲判断を回避する。

また，行政法上の厳密な整理で言えば、「許可」は一般的に禁止されている行為を特定人に対して解除する行為（例：薬局開設の許可など)、対して「免許」は特定の資格や地位を与える行為（あるいは特許に近い性質を持つものなど）として、根拠法や法的性質のニュアンスが使い分けられることがあります。

厳密には違うのに，先例として取り上げて判断を絞めることはしない。

肢エ　×

「政治裁量（立法裁量）に踏み込んで免許制を否定することはできない」というご指摘の結論自体は、まさにその通りです。最高裁は酒税確保における販売業の流通管理の重要性を認め、広範な立法裁量の内側である。

肢オ　○

この判決は，租税法の定立につき，国家財政，社会経済，国民生活等の実態に関する正確な資料を基礎とする立法府の判断に委ねるほかなく，租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るための職業の許可制は，必要性と合理性に関する立法府の判断が政策的，技術的な裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，憲法第２２条第１項に反しないとした。

まさしく，専門的技術的判断，政治裁量の問題。

必要な制限かと言えば，性と合理性に関する立法府の判断が政策的，技術的な裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，憲法第２２条第１項に反しないといえる。

司法令８－６

団地内の建物の一括建替え決議の要件について定めた，建物の区分所有等に関する法律第７０条第１項（令和 7 年法律第４７号による改正前のもの）が憲法第２９条に適合するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成２１年４月２３日第一小法廷判決，集民２３０号４３５頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. 10］から［No. 12］）

ア．この判決は，財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的は，社会公共の便宜の促進，経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから，社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたると判断している。［No.10］

イ．この判決は，建物の区分所有等に関する法律第７０条第１項が憲法第２９条に違反するかどうかにつき，規制の目的，必要性，内容，その規制によって制限される財産権の種類，性質及び制限の程度等を比較考量して判断している。［No.11］

ウ．この判決は，区分所有権の行使については，他の区分所有権の行使との調整が不可欠であり，区分所有者の集会の決議等による他の区分所有者の意思を反映した行使の制限は，区分所有権自体に内在するものであると判断している。［No.12］

正解　ア２イ１ウ１

肢ア

判例は，肢のような趣旨には触れていない。

区分所有権の調整は，公益との関係の調整ではなく，人権，相互間の調整の問題である。

財産権の制約が，積極目的，消極目的多岐にわたるのは，その通りだが，公益理由による財産権のケースで指摘すべき問題となる。したがって，この肢は誤り。

肢イ

財産権の場合は，実質判断を行う。範囲が広い。

そこで，規制の目的，必要性，内容，その規制によって制限される財産権の種類，性質及び制限の程度等を比較考量して判断，することになる。

肢ウ

私権同士の，利益衡量，比較検討のものである。

人権は，絶対無制約ではなく，人権相互間の矛盾衝突がある。

そのための調整は常にうける。この肢は，そのことを指摘している。

司法令８－７

生存権に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.13］から［No.15］）

ア．学生無年金障害者訴訟判決（最高裁判所平成１９年９月２８日第二小法廷判決，民集６１巻６号２３４５頁）は，立法府は，無拠出制の年金を設けるかどうかに比べて，拠出制の年金の強制加入被保険者の範囲に関して広範な裁量を有しているとして，学生等に対して任意加入制を採用することは，著しく合理性を欠くということはできないとした。［No.13］

イ．最高裁判所の判決（最高裁判所平成２４年２月２８日第三小法廷判決，民集６６巻３号１２４０頁）は，生活保護基準改定による老齢加算の廃止は，これが支給されることを前提として現に生活設計を立てていた被保護者に関しては，保護基準によって具体化されていた期待的利益の喪失を来す側面があることから，認められないとした。［No.14］

ウ．最高裁判所の判決（最高裁判所令和５年１２月１５日第二小法廷判決，民集７７巻９号２２８５頁）は，原告らの公的年金給付を減額することとなる旨を規定する立法を立法府がしたことは，マクロ経済スライド制の適用の実現につながり，年金制度の持続可能性を確保するとの観点から不合理とはいえないことなどから，明らかに裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとはいえないとした。［No.15］

正解　ア２イ２ウ１

肢ア

無拠出制の年金を設けるかどうかに比べて，拠出制の年金の強制加入被保険者の範囲に関して広範な裁量を有しているとあるが，この結論が逆。

判例は，無拠出制の年金の方が，国家の財政に左右されることが大きいので，広範な裁量を有するとしている。

百選１３０

肢イ

確かに，老齢加算の廃止は，これが支給されることを前提として現に生活設計を立てていた被保護者に関しては，保護基準によって具体化されていた期待的利益の喪失を来す側面がある。しかし，財政事情を念頭にしており，裁量の問題になる。

判断過程において，裁量逸脱はない。したがって，認められる。

百選１３１

肢ウ

明らかに裁量権を逸脱し，濫用したものとはいえないとしている。

裁量がある。その上で，減額調整という意味で，専門性も強い。不利益の程度も限定的。

このような場合は，比較的，立法の裁量が広く認められると思われる。

百選１３２

司法令８－８

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. 16］から［No. 18］）

ア．三井美唄炭鉱労組事件判決（最高裁判所昭和４３年１２月４日大法廷判決，刑集２２巻１３号１４２５頁）は，憲法第２８条が保障する労働者の団結権を労働組合の統制権の根拠とする立場に立った上で，統制権の範囲につき，労働組合の目的を達成するために必要であり，かつ，合理的な範囲内に限られるとした。［No.16］

イ．東京都教組事件判決（最高裁判所昭和４４年４月２日大法廷判決，刑集２３巻５号３０５頁）は，公務員は公共の利益のために勤務するものであり，公務の円滑な運営のためには，その担当する職務内容・性質の別なく争議行為を一律に規制することが必要不可欠であるとして，公務員の労働基本権に内在する制約について具体的な検討をせずに，必要やむを得ない限度の制限を加えることは十分合理的な理由があるとした。［No.17］

ウ．全逓名古屋中郵事件判決（最高裁判所昭和５２年５月４日大法廷判決，刑集３１巻３号１８２頁）は，非現業の国家公務員の場合，その勤務条件は，憲法上，国会において法律，予算の形で決定すべきものとされており，団体交渉権も争議権も，憲法上，当然に保障されているものとはいえず，この理は，公共企業体等労働関係法の適用を受ける現業の国家公務員についても直ちに又は基本的に妥当するとした。［No.18］

正解　ア１イ２ウ１

肢ア

労働組合の中の団結権に統制権がある。

この趣旨から，判例も統制権の範囲につき，労働組合の目的を達成するために必要であり，かつ，合理的な範囲内に限られるとする。

百選１４１

肢イ

地方公務員の判断，職務の公共性は様々であるとして，比較衡量により実質的に検討している。

二重の絞り論も，あおり行為（形式）のみならず強弱（実質）も含めて検討すべきであり。個別具体的な検討を行っている。

百選１３７

肢ウ

「公共企業体（当時の三公社五小社：日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、郵政等)」は、形としては独立した法人・事業（現業）でありながら、「財政（予算）の決定権は一切現場の経営陣にはなく、すべて国会と国庫に直結していた」という特異な財政構造を持っていました。

私企業のように認めるわけにはいかない。
財政民主主義，団体交渉権も，争議権も憲法上当然に保障されていない。
非現業と現業で，国会で法律，予算で決定する点は同じ。

百選１３９